

# 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報について

2026年度 本社／熊本事業所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、本社／熊本事業所の一般廃棄物焼却施設の維持管理に関する情報を公表いたします。

## イ. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量：種類は「実験用動物、生ゴミ、紙くず等」

	単 位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
焼却量	kg	17	8											25

## ロ. ①燃焼中の燃焼ガスの温度、②集じん器に流入するガスの温度、③排ガス中の一酸化炭素濃度

- (1) 当該測定を行った位置：①再燃焼室、②集塵機入口排ガスライン、③煙突  
 (2) 当該測定の得られた年月日：2026年4月1日～2026年5月31日  
 (3) 当該測定の結果：一日の平均値の月平均値

測定項目	基準値	単 位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 平均値
① 燃焼中の燃焼ガスの温度	800℃以上	℃	857	852											854
② 集じん器に流入するガスの温度	おおむね200℃以下	℃	179	184											182
③ 排ガス中の一酸化炭素濃度	100ppm以下	ppm	2.0	3.8											2.9

## ハ. ばいじんの除去を行った日

ばいじんは、焼却施設稼働中に自動で排出されます。

## 二. 排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）

	基準値	単 位	ダイオキシン濃度	ばい煙濃度1回目	ばい煙濃度2回目
排ガスを採取した位置			煙突入口	煙突入口	煙突入口
排ガスを採取した年月日					
結果が得られた年月日					
ダイオキシン	10以下	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			
ばい煙量 又は、ばい煙濃度	ばいじん	0.25以下	g/m <sup>3</sup> N		
	塩化水素	700以下	mg/m <sup>3</sup> N		
	窒素酸化物	250以下	ppm		
	硫黄酸化物	K値14.5で測定される排出基準 測定値	m <sup>3</sup> N/h m <sup>3</sup> N/h		

※排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙量又はばい煙濃度については、測定を実施後その結果を記載。